

第8回山形県景観審議会議事録

- 1 日 時 平成22年1月26日(火)14時00分から16時00分
- 2 場 所 山形県生涯学習センター「遊学館」3階第1研修室
- 3 出席委員 中村会長、山畑会長代理、相羽委員、石川委員、伊藤委員、小山委員
沼田委員、日原委員、堀委員 9名
- 欠席委員 岩鼻委員、志村委員、半田委員、前内委員、宮城委員、宮原委員 6名

4 審 議

(中村会長)

新年になってだいぶ経ちましたが、遅ればせながら明けましておめでとうございます。

今日は審議事項が3件ありまして、そのうち1件は継続審議事項、2件が新規事項になります。その他、報告事項が1件となっております。終了は4時を予定しておりますので、円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。

審議に入る前に議事録署名委員を私から御指名申し上げます。今日は相羽委員と日原委員の両委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますけども、審議に入らせていただきます。

最初の案件は前回からの継続審議案件でございます。「山形県景観条例第29条に基づく景観回廊の指定について」事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

「山形県景観条例第29条に基づく景観回廊の指定について」を説明。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。この案件は今日で2回目の審議ということになりますので、ただいまの御説明について審議をしていただきまして、その後、今回でこの案を採決させていただきたいと思っております。どうぞ忌憚のない御意見、あるいは質疑をいただきたいと思っております。

本件の2つの候補に関して、鉄道関係との接触はあるのでしょうか。特に置賜景観回廊の場合についてはどうですか。

(事務局)

はい。置賜景観回廊はJR米坂線と山形鉄道フラワー長井線が関係していますが、JRの方へは、先日いろいろ御説明したところ、何か協力することがあったら是非言って欲しいとの言葉をいただきました。

(中村会長)

協力しますということですね。

(事務局)

山形鉄道については電話で簡単に説明をしております、詳細については2月に打ち合わせをするということになっております。

(中村会長)

景観法に関して、鉄道についてとかく縁が薄いような印象を持っているので、もし、鉄道の方からも協力を得られるということであれば大変ユニークな例になるのではないかと思います。特に土木遺産(最上川橋梁)への協力は必要ですね。

(相羽委員)

道路とか鉄道の線の部分が回廊ということで地図に示されているとともに、赤で囲まれたゾーンがいくつか示されています。また、ここはゾーンに入れていないが、いい景観があるという説明もあり

ましたが、赤で囲まれている面的な区域とそうじゃない線的な区域の沿道から眺められるいい景観の具体的な違いはどういうことになるのか。ある場所は面的に指定されて、ある場所は指定されないということがあるとすれば、今後、どんどん面的に指定する区域を増やしていくというような方針でやっていくということで、まずはこのゾーンを指定するというくらいの位置づけなのか。あるいは回廊に指定されることとされないことでやはりかなりギャップが出てくるのか。制度的には、景観回廊の指定により直接規制が働かないので、そのあたりは景観回廊会議の中でどういう風に認識されていたのかということをお聞きしたいです。

(事務局)

御質問があった件については、先ほど御説明した景観回廊会議の中で各地元の市町村とか、関係する民間の方とも話をしたわけですが、指定するに当たって地元の活動などが今の時点で確認できて協力を得られると御了解いただいたところをまず入れております。先ほど相羽委員が言われたように熟度が増して一緒に景観回廊として展開するようになった段階でできるだけ多くのところを取り入れて、この景観回廊計画を少しずつ広めていけたらと考えております。景観回廊会議の中でもそういう説明をしています。

(相羽委員)

今のところ景観はいいところだけど、地元の準備活動があまり整っていないところと赤で囲ったところの差というのはあまり意識なくいいということなのか。赤で囲まれてくると何かやはり位置づけが違ってくるというような、あるいは住民の方の意識の持ち方が高いところが指定区域になってくるというようなそういう位置づけになるのか。

(事務局)

ここで地域資産という形であげておりますけども、これはその関係者の方とすべて調整がとられているものではないものですから、現時点でその所有者とか管理者と調整が整ったところをまず指定区域に入れて、だんだん広げていけたらということで考えています。

(伊藤委員)

景観回廊区域の拡大の考え方と東京都の例で説明のあった「景観回廊の区域の設定について」に係る質問になります。現在、景観回廊として想定しているのが置賜と庄内ということでその名称は総合支庁の名称と同じ置賜、庄内景観回廊となっています。今御説明いただいた置賜、庄内の景観回廊の指定に異存があるわけではないのですが、区域の拡大の考え方について質問したいと思います。東京都の例では二つ出ている、川に沿ったもの、それから臨海区域ということでおのずとストーリー、統一イメージがすぐわかる。神田川沿いのものが一つと、それから東京湾に面した区域が一つということで東京都では景観回廊ではなく景観基本軸と呼んでいるようですが、その視点というか統一イメージがすぐわかる。それに対して、例えば、置賜、ないしは庄内で想定しているところの統一イメージと言いますか、ストーリーと言いますか、これを特に考えなくてもいいのかということ。たまたま置賜エリアの中にはこういったお勧めのポイントが、例えば、フラワー長井線を軸にこれくらいまとめることが出来ますよ。庄内も活動している地域をあえて道路で区切ればこういうものが出来ますよというくらいのことで果たしていいのかどうか。今後、広げていくときに、例えば、置賜に関して言えば、現在の区域と同じ様に、小国、飯豊にもありますよ、高畠、米沢にもありますよ、というように単純につなげていくという発想でいいのかどうか。そこに全く統一性がいらぬのか。一つの景観回廊に一つのストーリーというところをこだわる必要はないのかどうか。その辺りの景観回廊の基本的な考え方がちょっとわかりにくいと思います。

(事務局)

今御質問の話は、統一イメージ又はよく言われる言葉ですと物語性に通じるものとかといったことだと思いますが、現在の考え方はそこまで煮詰めたものになっていません。これまでの取り組みは、景観回廊会議で景観回廊計画を作り、現在それを動かそうとしているところです。置賜は置賜、庄内は庄内ということ具体的に計画をつくっておりますが、その計画に肉付けしていく段階で、それぞれ

の景観回廊の物語とかイメージとかいうものを考えながら今後進めていきたいと思います。そうした中で、区域のとり方、拡大の仕方についても、名称の変更も視野に入れて全体として外に対してわかりやすいものになるように景観回廊会議のメンバーで考えていきたいと思います。

(堀委員)

まず、全体の仕組みですが、どういう体制でやるかというのは詳細にメンバーが書いてあります。それで、何をやりますというのは、一つは風景を磨くということということで、これは景観条例の枠組みでできることをやりますと書いてあります。風景を使うということが、これが景観条例にないところで景観回廊の具体的なオリジナルでここは非常に重要かと思います。

つまり、景観回廊を指定するわけですけども、それでいったい何をするのか。こういうものを作る以上、何かしなくてはいけない。何をするのか、当然、重要だと思うのですが、おそらくそれ以上に重要なのはどうなることを目標とするのかということだと思います。10年後20年後、景観回廊を指定したことによって、指定しなかった場合とどう違ってくるのか、このイメージが非常に重要だと思うのです。それは景観回廊会議や地元の取り組み説明の時にそこを示さないと「こういうことをやります」「ああいうことをやります」と言ってもそれが本当に効果的なことなのかということ、あるいは仮に効果的にうまくいった場合にどうなるのか。次はどうなるのか。そこが一番やはり重要だと思います。

実際の取り組みの説明の中ではおそらくお話になられていると思いますが、今日のこの枠組みの説明で、この辺りがちょっとわからない。ここが一番重要だと思います。それがないと何をするか、充分相手に伝わらないと思うのです。「やりました」というだけで、やっても地域が全然よくなるということが、今までたくさんあった。やはりそういうことにならないようにするためには、どういうことを目標としてそのために何をするのか、だからやる場合にはこういうことに注意して下さいというのはおのずとできます。そのあたりが正念場かなと思います。私はこの景観回廊をやった方がいいと思って制度を作ったのですが、何をするかというと実効的な手段がないので、指定したことで地域の情勢、地域の認識が、徐々に徐々に20年後にはいい方向に変わっていたという長い目で育ていくという認識が重要だろうと思っています。

それでこの活動例というものを具体的にを見せていただきますと、書いてあることは代理店への売り込み、ウォーキング協会への売り込み、観光協会への売り込み、コンテストへの応募、資料の送付、情報提供など、非常に厳しく言いますとこれは今まで30年位前から観光行政が盛んにやってほとんど効果がなかったものと違わないという気がします。こういうPR費は観光協会で持っていますのでこういうものではなく、ぜひこれから景観回廊会議とか支援チームとかでいろいろとアイデアを出していただきたいと思います。

山形の景観への取り組みというのは、ある時期、非常に本格的で正統的ですがよく良かったのです。こういうのを見ると、それがだんだん普通になってきているなと感じます。景観回廊で重要なのは、「一目瞭然の説得力。」「これが山形の景観です。これこそ財産。」「見ればわかるでしょう。」という一目瞭然の説得力が山形の景観行政の目指してきたところだと思うのですが、何かこういう説得力がなくなってくるとどうしてもPR的になってきます。パンフレットをつくったり、ポスターをつくったり、だんだんそうなるのを心配しています。

それからもう一つ、さきほどの伊藤委員と相羽委員の御意見に関連して、やはり私も整理が出来ないところがあります。面的指定というのが入っていましたが、ここはすごく混乱を招いているのではないかと思います。私のイメージだと、視点になる道、回廊を指定しておいて、そこから見えるところというのは重要だけでも、回廊の指定対象にならない。これは歴史があるのを御存じでしょう。やまなみハイウェイではそこをやらうとしたのです。やまなみハイウェイから見える可視領域を全部国立公園に指定したのです。もっとさかのぼると御承知のようにアメリカのナショナルパークウェイなどがあるわけです。そういうのはなかなか大変なので、道とか鉄道とか回廊だけ指定しておいて、そこから見えるものに関しては別の枠組み、景観法の施策があるわけだから、何も回廊で面的に取り

込む必要は無いのではないかと考えています。

それで深山地区とか面的な部分については、私はこういう風に理解しています。あそこには細かい道がたくさんあります。その細かい道を全部線で指定してやると非常に複雑で混乱します。だから、面でとらえるところはその中にある道を指定したという判断をすると非常にわかる。でも、そうじゃなくて回廊から見えるエリアを大事なところだからと面に取り込むとすると混乱を招くと思いますので、その辺りの整理をきちっとしていただきたいと思います。

(事務局)

景観回廊について、今定められているのは資料のはじめの部分にあります。景観条例、規則ということになります。そうしたものを受けた中でどういう形でやっていくかということになると、景観回廊として指定するのは条例に定められているとおり、道路、鉄道又は河川に沿った地域で要件に合致するものということになります。それで、実際に事業を展開するにあたっては、具体的な取り組みの状況で御説明しましたが、モデルとして景観回廊会議を設置して、関係者で話し合いながら景観回廊計画を策定してそれを少しずつ実行していくことにしております。先ほど堀委員からもありましたが、実効的な手がなかなか無いということである部分は行き詰まることもあるかもしれませんが、実際やっていく中で、例えば、一番大事な地元の人が地元の良さを知ることが確実に進んでいると思います。それが地元の元気になって景観を生かす取組でまた相乗効果を上げていくのではないかと考えています。そして、景観回廊はこれまでの景観への地域の取り組みをもう少し進めたものでその繋がりの中で隣と連携することでより力が強くなるのではないかと感じています。

先ほど統一的なイメージとか、目標をどうするかということをもっと明確にする必要があるのではないかと御意見もありましたが、今はそのようなことを進めながら、意見を出し合って取り組みを作り上げていきたいと考えています。景観回廊計画の熟度を増して、できることから実施していきながらこの景観回廊を育てていきたいと考えています。

(中村会長)

はい、ありがとうございました。東京の景観軸の話が出ましたが、東京の景観軸というのは東京全体の顔、目鼻立ちになるようなものを考えているわけです。おそらく、景観軸を指定して各特別区が景観行政団体になった時にそれを引き継いでその肉付けをするという感じのものだと思うのです。

本県の場合は、月山とか最上川が本県の目鼻立ちということで、景観計画の中で特別にやっています。それが、むしろ東京都でいう景観軸に相当しまして、景観回廊はそれに比べると少しローカルな印象を受けます。いずれにしても、ここで指定して、それをこれから育てていくということだと思います。堀委員が御指摘になったいろいろな弱点はあるだろうけども、これからぜひ育てていって欲しいと思います。

(事務局)

この景観回廊というのは指定がなされればそれで終わりというのではなくて、指定された時がスタートということになります。活動例については、これから御指導をいただきたいと思うのですが、指定した上で具体的な施策をやれるところから実行していくということが、景観回廊の一番の特徴だと思います。会長が言われるように、育てていくという形で進めていきたいと思います。

(中村会長)

それでは、本県の景観回廊として初めての指定で、かつ、二つ同時に指定するということになるのですが、本件についての審議を今回で終了して、指定の方向にいったよろしいでしょうか。なお、何かコメントございますか。なければ採決させていただきます。よろしいですか。

それでは改めて採決させていただきます。山形県景観条例第29条の規定に基づく置賜景観回廊と庄内景観回廊の指定について、御異議の無い方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。それでは挙手多数ということで審議会としては異存なしということで答申させていただきます。答申の文言等につきましては、私に一任させていただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の案件に入らせていただきます。

二つ目が山形県景観条例第 26 条に基づく眺望景観資産の指定でございます。これは、今回初めての審議となります。そして指定の第 1 号になる候補でございます。それでは、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

「山形県景観条例第 26 条に基づく眺望景観資産の指定について」を説明。(略)

(中村会長)

はい、ありがとうございました。この件については、審査部会の小山委員が現地調査をなさっておりますので、御報告をいただきたいと思います。

(小山委員)

小山でございます。12月8日に現地に行ってまいりました。庄内平野というのは、いろんなところから見えるわけですが、ここから見える庄内平野は奥行きも幅も非常に広いということで見事であったなと思います。それから、四季によっていろんな庄内平野があるわけですが、そこに点在する屋敷林の美しさというのも愛するものではないかと思っております。

ただし、ちょっと配慮に欠ける場所も少しありましたのでお知らせしたいと思います。創造の森交流館の下に広い公園のようになっている広場があるのですが、交流館と高低差がござまして、白いフェンスが設置されておりました。交流館のテラスのところから立ってみますと、はるかに見える庄内平野にフェンスが邪魔をして見づらく感じました。それから、アクセス道路際に現在使われていない鶏舎があるのですが、崩れかけてきていまして少し眺望を阻害しているのかと思います。

それからこの場所の眺望とは関係ないのですが、道路脇に、別荘もしくは住宅なのかと思いますが、和風の造りではないにしても、各家々に個性があって景色にマッチしている建物が並んでいたりして、この眺望の森へのアクセスはなかなか素敵なくわく感のある道路が続いていたと思います。それから創造の森のもっと奥にいくと、柵田もあったりして、なかなかいいところだと感じました。

(中村会長)

ありがとうございました。それではこの案件について、御質問あるいは御意見等、承りたいと思います。御自由にどうぞ。

(堀委員)

眺望景観資産の考え方について、今日の説明では違和感を覚えました。

ある視点から、山形の代表的な眺望景観を見るということで眺望景観資産という考え方を入れたわけですけど、景観条例でいうところの視点というのは、今日の説明でいうと「創造の森」が視点なのです。今回の提案は視点ではなくて、視点場で極めて限定的です。これが大丈夫かというのが私の問題提起になります。

というのは、普通景観というのは視点、あるところからの眺めです。もちろんその眺めで先ほど事務局からお話あったように、その眺望景観の評価は視点の場が重要なのです。しかし、視点場を指定してしまいますとその視点場というのが容易に変えられるので問題がないのかということです。例えば、創造の森の中にもっといい視点場ができたらしどうしますか。交流館はいずれ解体しますね。眺めのいい、つま先下りのベンチかなんかつくったりしますと、当然、そっちの方が良くなりませんか。こういうふうに決めてしまうと、眺望景観を変更しなくてはならなくなります。つまり、創造の森交流館を要するに視点場と考えてしまうと限定的になってしまう。

視点としては、「創造の森」でいいのではないかと思います。それで、今現在、交流館という視点場がいいですよという説明ができる。視点の指定を交流館にして、大丈夫ですかという不安がある。これが私の問題提起です。

私が最初いろいろと事務局と考えていたイメージは視点なのです。こここの山から見える海すごいよねって、普通考えますよね。その山にどういうデッキつくるとか、休憩所とか、四阿つくるとかで視点がころころ変わるのはまずい。だから、これはよく考えていただきたい。

創造の森からの庄内平野の眺めってことでプレゼンテーションとして、交流館からはこう見えますよってということで問題があるのかどうか。私はそれくらいいいのではないかと思います。視点ということで定めた方がいいのではないかと思います。それで、今現在、良好な視点場として交流館がありますよという説明で十分なのではないかと思います。これで指定してしまうと、交流館よりもいいところができたり、あるいはこれは公共施設だから大丈夫なのかもしれないけど交流館が、例えば、何かの事情で火事になってなくなったとか、廃墟になったというときにどうするのか。それを、視点である「創造の森」にしておけば全然問題はないのではないかと思います。

(中村会長)

それは、視点をワンポイントで指定することに違和感があるということですか。

(堀委員)

あまりにも限定的だということです。

(中村会長)

これは、北緯何度、東経何度となっています。

(堀委員)

これは、テラスの上という限定です。「創造の森」とした方が、あとあと問題が出ないのかなと思う。広くするというと、すごく広くすると当然視点が移動してしまいますので、多分、視点は一つなのです。でも、視点の場というのは、様々あるわけです。

(中村会長)

これは、制度そのものの時も議論があったわけですが、京都市の例では、緯度経度によってワンポイントで決めています。そういうのを参考にしたのだと思いますけども、堀委員の御意見も納得がいくところもありますので事務局としてはどう考えますか。

つまり、テラスの上とは言わないで、「創造の森」くらいで留めておく、それで、代表点ということで緯度経度を入れておくということでもいいですか。

(堀委員)

テラスの上という先ほどの写真でもわかりますけど、ほんとにピンポイントです。テラスの前どころの園地を整備して、良くなったときに、緯度経度変えずにできるのかということで、あまりにも限定しない方がいいのではないのか。しかも構造物で示すということをしらない方がいいのではないのか。

(事務局)

前回もそういう話になって、この点で示すことについて説明したと思うのですが、その近郊とかそういう眺望が得られるところはここだけではないので、こういう風なもの代表としての点で示すことにしました。技術的な問題として、告示する際にこういう点でなければ告示が難しいという形になったために代表するものとしてこの点を視点として指定させていただきたいと御説明申し上げたところです。

(堀委員)

緯度経度で指定するのはいいと思うのです。でも、それはまさに視点であって、テラスの上というのは限定的すぎるのではないのか。

(事務局)

指定の内容を見ていただきますと、名称はあくまでも「創造の森交流館からの庄内平野の眺め」。視点は、「創造の森交流館のテラス上の点、北緯何度東経何度」ということで視点を点として告示させてもらいたいということです。

(中村会長)

制度としては、この場合は比較的是っきりしているけれども、点で指定しないとわけがわからなくなってしまふような割とぼやっとしているところは緯度経度で指定してもいいのだけど、事実上はそれの近傍ということですね。だから、書いてもいいのだけど、表現としては、例えば、創造の森交流

館のテラスの上というよりは、交流館周辺というくらいの方がいいのですか。そして、緯度経度はこのままにしといてもいい。

(堀委員)

視点を決めるのは重要だと思っています。ですから、緯度経度を秒単位で入れるのは構わないと思います。ただ、視点の場という話になると、テラスの上とかとなると要するに視点の場ということじゃないですか。視点の場というのは、整備も入りますし、非常に変わりやすいものです。

(事務局)

指定の内容にもありますが、視点場という言葉は使わない様にして、視点という形で指定になります。

(堀委員)

テラスの上とは書かないで、交流館ということで十分ではないのか。お任せします。点はいいと思います。

(中村会長)

そういう御意見がありましたので、細かい表現は事務局にお任せしますということです。御意見を参考の上でお決めください。

眺望景観資産は今回が初めての審議ですが、今回で指定について決めていただきたいと思います。よろしいですか。それでは、御意見はこれ以上ないようですので、採決に移らせていただきます。創造の森交流館からの庄内平野の眺めを眺望景観資産に指定することについて、御異議のない方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。挙手多数ということで、基本的には指定について異議がないということですので、ただいまの堀委員からの御意見を参考にしながら事務局で指定の内容をお決めください。審議会としては異議なしということで答申いたします。さきほど同じように答申の文言等については私に一任させていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは少し時間が押しておりますので、次の案件に入ります。三つ目の審議事項でございますが「景観法第 35 条に基づく景観重要樹木の指定の解除について」になります。これも新たな諮問案件でございますけども、前回御審議いただいた景観計画の変更と関連する案件ということになりますので、事務局からの説明をお聞きになったうえで、御審議をお願いします。それでは説明をお願いします。

(事務局)

「山形県景観条例第 35 条に基づく景観重要樹木の指定の解除について」を説明。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。お聞きのとおりでございます。この景観重要樹木がなくなるということではなくて、米沢市が景観行政団体になって、引き続きそちらで指定するというものです。結構なことではないかと思えます。手続き的には、法律上、指定の解除ということになるということです。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。結構なことだと思えますが、採決することになっておりますので、今までと同じように御賛同であれば挙手をお願いいたします。

どうもありがとうございました。挙手多数でございますので、異議なしと答申いたします。答申の内容については同様に私に一任させていただきます。

これで、諮問案件は終わりでございますが、次に報告事項「景観形成重点地域の指定の方針について」の御説明をお願いいたします。

(事務局)

「景観形成重点地域の指定の方針について」を報告。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。この件は景観形成重点地域の指定の方針をこのように定めますがよろしいですねということで、重点地域を指定する行為は今後の話ということですね。

この指定の方針についてはいかがでしょうか。これでよろしいかどうか、皆さんの御意見をいただ

きたいと思います。

法律上の整合性について確認したいのですが、先ほどの景観重要樹木は指定が解除されます。それは地元の自治体が景観行政団体になるからということですが、この景観形成重点地域とか、先ほどの景観回廊というのはどうなるのですか。

(事務局)

今日御審議いただいた景観回廊、眺望景観資産、それとこの景観形成重点地域については、景観法に基づかないものになります。これは、県の景観条例によって独自の施策として定めるものですので地元の自治体が景観行政団体になっても地元と合意形成のもと継続することになります。

(日原委員)

景観形成重点地域の指定の方針の解説のところ、施策の例としてあげられており、この中に文化財の指定も入っています。ただし、景観形成重点地域の指定の方針そのものの文字からみますと、物理的な存在だけを示す名称になっています。例えば、山寺などというのは外から非常に多くの交流をもたらしていると思いますが、やはり文化財を目当てにいらしているような気がします。重点地域の「重点」の解説では、規模、知名度、重要度の観点で位置づけるということになってはいますが、そういう意味で物理的な話だけではなくて物語性が含まれた知名度ですとか、もう少しソフト面を入れないと何だかさっけないなという感じがするのですが。

(中村会長)

ソフトというと、例えばどういうことですか。

(日原委員)

例えば、山寺などは山形に観光客が見えると必ずいらっしゃるところですけども、そういったものが出てこないのはどうなのかと思います。

(中村会長)

そうですか。今の日原委員からの御質問に関して事務局はどうですか。

(事務局)

施策例ということで、法とかに基づいた形でわかりやすいものという形で例示しましたが、景観形成重点地域の指定等にあたってはこの審議会の意見等を聞いて進める形になると思います。この例示については、日原委員からありましたような形で盛り込めるものがあれば、今後も加えていきたいと思えます。今の時点で想定されたのがこういうものということで例示させていただいたのですが、何かいい案があれば委員のみなさまの御意見をうかがっていく形にしたいと思えます。

(中村会長)

今の日原先生の御指摘は、解釈の問題ですが、解説の第1条件で満たされるのではないですか。

(事務局)

特に重点地域とする場合において、やはり他との差別化が出てきますので、特に景観形成施策が複数施されていることを条件にしてハードルを高くしているということがあります。重点地域で行為の制限等を強化することを検討するというので、そういう重要なものであれば、行為の制限もきちんとなっていると思われまますので、ここでいう区域の設定は複数の景観形成施策が実施されているものと考えております。

ただし、御意見にあったようなソフト面でこれに相当するものがあれば、委員の皆さまの御意見をうかがっていい形を例示できるようにしていきたいと思えます。

(中村会長)

日原委員、どうですか。今の考えだと施策が複数施されているところということなので、一つが非常に重要な場合があるかもしれないということを御心配されているのですか。

(日原委員)

これがFIXした状態じゃないということなので、これからいろいろ意見を聞いていただけるといいと思えます。

(中村会長)

この案件については、今日はこの方針を了解していただきたいわけですね。将来的には変えることはできるのですか。

(事務局)

これについては、前回と前々回の審議会で、代表的な景観要素が最上川、月山、鳥海山の三つだけでなく他のものも含めることができる幅をつくった方が良いという御意見がありましたので、それを踏まえて決定した方針を、本日報告したということです。

(中村会長)

この方針はこの審議会の内規ということになりますか。

(事務局)

内規というか、県としての方針になります。

(中村会長)

将来的には変えることも考えられますね。私は基本的にはこれでいいと思うけども、「景観形成施策が複数施され」というところは、日原委員の御意見なども考えると「原則として複数施され」くらいがいいような気がします。将来、変えてもいいということであれば、柔軟に運用していくという了解をしていただければいいと思います。

(事務局)

わかりました。いずれにしても景観形成重点地域を定める場合は、この審議会に御意見をうかがうことになりますので、具体的な事例が出た時には今日いただいた意見等も含めて、御相談するようにしたいと思います。

(中村会長)

はい、わかりました。ほかに何かお気づきの点ございますか。よろしいですか。それでは景観形成重点地域の指定の方針については、この審議会に御了承いただいたということにさせていただきますので、よろしく願います。

それでは、本日の審議事項は以上で終了でございますけども、全体を通じて何か委員の方から何か御発言はありますでしょうか。

(相羽委員)

景観法では、景観行政団体になったら全市を対象として景観計画をつくって、それに基づいて法に基づく景観重要建造物とか樹木とか指定することになっています。今日、諮問された景観条例に基づく独自の施策である景観回廊と眺望景観資産については、先ほど採決をしたのですが、景観回廊会議を形成して、そこで話し合っているというのですが、いきなり指定ということが出てきたわけです。いわゆる計画としてこれからここをいろんな風に手当をしていきますという位置づけで、何かエリアを決めたというならわかるのですが、指定をしました、そのルートはこう決めて、ゾーンをどんどんくっつけていくというのが、結局それは計画内容が煮詰まっていくというようなことをただ示しているという風な印象を受けました。どういう計画で全体をつなげるかというのが無いというか、その計画と指定がごっちゃになっているという感じがして、指定をするということによってどういう効果を受けて、その前提としてそのエリアにどういう計画をつくったのかということがみんなの前に計画文書で明示されてこない、この景観回廊とか眺望景観資産だけを指定しますという議事を進めていくのは、違和感がありました。今後、その辺りを改善していただけないかと思います。

(中村会長)

それはやはり、全体計画の中での意義ということをもう少し説明してもらいたいということですか。

(相羽委員)

県独自にこういう道具を持っていればいいのですが、景観法の施策は景観計画があつての指定です。これは景観法ではなくて景観条例独自に内容を定めるわけだから、その計画というのがあつた上で、今回はここをまず指定して次はこういう風にする、といろいろ説明されるとわかるのだけど、いきな

り指定となるとこれから計画しますよというのもあるし、そのエリアに入ったところと入らないところではどういう違いがあるのかというのわからないというような、その辺りを改善していただきたい。

(事務局)

本県では景観条例を公布して、景観計画を策定して、具体的に景観行政を進めているところですが、次回の審議会で景観行政全体の計画の内容とか、これまで審議していただいたことをフォローアップするような形で、御説明したいと考えております。会長とも話をしたのですが、定期的に全体をフォローアップしながら、個別の政策も進めていくという形で御説明申し上げたいと思います。

(中村会長)

ありがとうございます。今の相羽委員の御意見ももっともだと思いますので、次回の審議会で御説明いただきたいと思います。

審議事項は以上でございますが、その他で事務局が準備しているのが1件あるようですので、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

「次期会長、会長代理及び審査部会委員の選出方法について」を説明。(略)

(中村会長)

ありがとうございます。この景観審議会の第1期の審議会は本日で終了するということになるということで、次期審議会の互選のやりかたについての御説明でございました。ただ今の御説明について何か御質問ございますでしょうか。

御異存なければそのようにさせていただくことになりますが、よろしいですか。それではこの件につきましては、事務局のお考えの方向で進めさせていただきたいと思います。

それでは事務局に進行をお返しいたします。

(事務局)

長時間の御審議、まことにありがとうございました。また、2年間に渡りまして、委員を務めていただきまして、心よりお礼を申し上げたいと思います。先ほど申しましたように、2月7日で任期満了となりますので、今回が最後の審議会となります。委員を代表しまして中村会長の方から一言いただきたいと思います。

(中村会長)

この第1期の審議会はこれをもって終了でございますけれども、振り返ってみますと第1回の山形県景観審議会は平成20年2月8日に開催しています。早いものでもう2年経ってしまいました。大変短い期間でありましたけれども、皆さんに熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

平成20年2月8日に発足いたしました、平成20年4月11日には山形県の景観計画案ができました。同7月1日に施行されています。その後、公共事業景観形成基準に関する案件とか、いろいろと審議を重ねてまいりまして、景観法に基づく景観重要建造物の指定の第1号は旧最上橋ということでした。それから、先ほど審議にありました、万歳の松が景観重要樹木の第1号ということになりまして、平成21年2月10日、ちょうど1年程前になりますが、審議をいたしました。

その後、眺望景観資産の指定の方針、それから景観形成重点地域の指定の方針について審議してきました。今日は景観回廊の指定と眺望景観資産の指定について御審議していただきました。今後、景観形成重点地域の指定等重要な案件が残ってしまいましたが、これは次期審議会にお願いすることになります。

この間、皆様には大変精力的に御審議いただきましたことを心からお礼申し上げます。特に山畑委員はじめ部会の委員の方々にはこの審議会以外にたびたび部会を開催して、こまかな審議を緻密に重ねていただきまして、本当にありがとうございました。心からお礼申し上げます。

そういうわけで我々、山形県景観審議会の第1期の委員を務めた人間として大変誇りに思いますと同時に、皆さんの御努力、そして事務局がたいへんよく支えて下さいました。改めてお礼申し上げます。

す。そして県内の市町村の皆さまも県とお互いに補完しながら進んでいくということになりますので、景観法の大実をよりいっそう立派なものにするように頑張ってくださいと思います。本当にどうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。委員の皆さまにも、委員の任期に関わらず引き続き御指導、御助言の方をよろしく願い申し上げたいと思います。それでは以上をもちまして第8回山形県景観審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

平成 22 年 1 月 26 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員